

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第11号）

- 件 名 県教育長に報告されている事案のすべての文書等についての保有個人情報に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成25年6月3日
- 実施機関の決定日 平成25年7月9日
- 実施機関（担当課） 富山県教育委員会（教職員課）
- 決定内容 部分開示決定及び非開示決定
- 異議申立て年月日 平成25年9月17日（異議申立書の補正受付 平成25年12月2日）
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、異議申立人に係る保有個人情報を開示するよう求める。
- 諮問年月日 平成26年1月6日
- 答申年月日 平成26年10月31日
- 答申の概要

<審議会の結論>

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報のうち、審議会が開示すべきと判断した部分を開示すべきである。

<審議会の判断>

1 本件保有個人情報について

本件異議申立ての対象となった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、「教員の適切な人事管理に関する対応システム」（以下「本件システム」という。）に則り、校長及び教頭がすべての教員の实態把握観察のために行った勤務評定に関する書類や、「指導が不適切な疑いのある教員」に対して執られた措置に関する手続として当該教員が所属する学校の校長又は研修機関の長が県教育委員会に具申又は報告した書類、当該教員の研修後の措置に関する手続として県教育委員会が「教員の転任等に係る認定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）に諮問した書類等であって、下記①から③までの各文書に記載された異議申立人に係る個人情報である。

① 異議申立人に係る評価に関する文書

ア 平成10年度から平成19年度までに作成された、異議申立人に係る「勤務評定書」〔「評定事項」のうち各評定要素の評価欄（A～E）が非開示部分〕

イ 平成20年4月1日付け昇給について、異議申立人が所属する学校の校長（以下「所属校長」という。）が県教育委員会に報告した平成20年3月31日付け「勤務成績についての説明」〔「勤務状況」が非開示部分〕

ウ 平成21年4月1日付け昇給について、

（ア）平成21年3月19日付けで所属校長が、平成21年3月17日付けで富山県総合教育センター（以下「センター」という。）所長が、各々県教育委員会に報告した「勤務

成績についての説明」〔非開示部分は上記イの文書と同様〕

(イ) 所属校長が県教育長に具申した平成 21 年 1 月 30 日付け「指導が不適切な教員の研修実施後の措置に係る意見書」〔「研修のねらいに対する状況」、「今後、指導や配慮を要すると考えられること」及び「措置に対する意見」が非開示部分〕

(ウ) センター所長が所属校長に報告した平成 21 年 2 月 1 日付けほか 2 通の「研修実施報告書」〔「研修状況に対する専任指導員の感想等」が非開示部分〕

(エ) センター所長及び所属校長が作成した平成 21 年 2 月 1 日付けほか 4 通の「研修状況評価表」〔評価項目ごとの評価 (A～E) 及び総合所見が非開示部分〕及び研修施設責任者が作成した平成 20 年 11 月 15 日付けほか 1 通の「研修状況メモ」〔研修のねらいに対する到達の状況 (A～E) や特記事項等が非開示部分〕

エ 平成 22 年 1 月 1 日付け昇給について、

(ア) センター所長及び所属校長が県教育長に報告した平成 21 年 11 月 2 日付け「勤務状況等についての説明」〔「事由」及び「勤務状況」が非開示部分〕

(イ) センター所長が所属校長に報告した平成 21 年 8 月 1 日付けほか 1 通の「研修実施報告書」〔非開示部分は上記ウ (ウ) の文書と同様〕

(ウ) センター所長及び所属校長が作成した平成 21 年 8 月 1 日付けほか 2 通の「研修状況評価表」〔評価項目ごとの評価 (A～E) 及び総合所見が非開示部分〕

オ 平成 25 年 4 月 26 日に開催された審査委員会の会議資料の一部である「H25 指導が不適切な教員に係る評価等について」〔「主な課題」及び評価者ごとの評価 (A～E) が非開示部分〕

カ 平成 25 年 4 月 26 日に開催された審査委員会の会議資料の一部である「別冊資料Ⅱ」(所属校長が県教育長に具申した平成 21 年 1 月 30 日付けほか 1 通の「指導が不適切な教員の研修実施後の措置に係る意見書」並びにセンター所長が所属校長に報告した平成 25 年 4 月 16 日付けほか 5 通の「研修実施報告書」並びにセンター所長及び所属校長が作成した平成 21 年 2 月 1 日付けほか 10 通の「研修状況評価表」〔非開示部分は上記イからウ (エ) までの各文書と同様〕

② 生徒等に関する文書

上記①イの文書の添付資料であり、開示請求者(異議申立人)以外の個人情報に該当する部分が非開示とされている。

③ 平成 25 年 4 月 26 日に開催された審査委員会に関する文書

ア 標記会議の資料の一部である、

(ア) 「平成 25 年度 転任等審査委員会 委員名簿」

(イ) 「H25 転任等審査委員会 座席表」

イ 「研修等必要な措置が執られている教員について(答申)」(審査委員会の平成 25 年 4 月 26 日付け県教育委員会あて文書)の鑑

ウ 「議事録」

なお、「委員名簿」、「座席表」、「答申鑑」の各文書は、委員及び委員長の氏名並びに役職名に関する部分が非開示とされており、「議事録」は、その全部が非開示とされている。

2 非開示情報該当性について

(1) 異議申立人に係る評価に関する文書

○審議会の判断

非開示部分には、異議申立人の教員としての資質や能力に関する全体的な評価や人物評価が記載されており、富山県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 15 条第 7 号が規定する、開示することにより「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当すると認められることから、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

○判断の理由

- ・県教育委員会が教員の適切な人事管理を行うために設けた本件システムを公正かつ円滑に運営するためには、評価の対象となる教員本人に対して開示することを予定していない情報も含め、当該教員に関するありのままの情報が寄せられることが必要不可欠である。
- ・仮に、本件システムの運用過程で県教育委員会が作成又は取得する個々の教員の評価に関する情報が被評価者に対して開示されることになれば、評価者が、評価内容がそのまま被評価者に伝わることに対する配慮や、被評価者との関係悪化を嫌うあまり当該文書に否定的な評価の記載を差し控える事態が生ずることが予想され、結果的に、勤務評定事務の形骸化につながることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるものと認められる。

(2) 生徒等に関する文書

○審議会の判断

異議申立人が所属する学校の生徒が自己や同級生の被った暴言やいじめ等について申告した情報が記載されており、条例第 15 条第 3 号が規定する「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書による例外規定にも該当しないことから、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

○判断の理由

- ・暴言等があった場面や内容等が手書きで記載された文書は、特定の生徒に係る氏名、在籍情報等の記述を除いて開示したとしても、異議申立人にとって、暴言等があった場面や内容その他の記述により暴言等の被害を申し出た生徒を識別でき、また、記述表現、筆跡等により、当該文書を作成した生徒を識別できるものと認められる。
- ・電子メール形式での文書は、特定の生徒が識別できる記述に加え電子メールの送信者や受信者に関する情報を非開示にしたとしても、異議申立人にとって、電子メールの内容や日時等の記述により特定の生徒等を識別できるものと認められる。
- ・生徒の心情等がほぼ 1 ページにわたり当該生徒による手書きで記述された文書は、特定の生徒が識別できる記述を除いて開示したとしても、まだ未成熟な高校生による記述であることを考慮すると、開示することにより、なお記述者の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(3) 平成 25 年 4 月 26 日に開催された審査委員会に関する文書

① 議事録

ア 意見陳述人が入室する前の記録（議事録 1）

○審議会の判断

議事録 1 のうち「発言内容」の部分は、委員、委員長及び事務局職員の各発言内容の全部分が、条例第 15 条第 6 号が規定する「県（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換（中略）が不当に損なわれるおそれ（中略）があるもの」に該当すると認められるが、その余の部分は、非開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

○判断の理由

(ア) 「発言内容」について

a 委員（委員長を除く。）の発言内容

- ・審査委員会は、率直な意見交換や中立的な意思決定の確保の観点から、運営要綱

において会議の非公開が規定されているほか、その議事録並びに委員の氏名・役職名についても事実上非公開の取扱いとされてきたことから、各委員は、自らの氏名・役職や会議における発言内容が事後的に公開されることはないという前提の下で審議を行うことが求められる。

・しかし、本件議事録のようなほぼ発言どおりに記録された議事録における各委員の発言内容を開示することになれば、仮に発言委員名を伏せたとしても、委員の役職名等他の情報と照合することにより、どの委員が如何なる発言をしたのかが推察されるおそれは否定できない。

・したがって、上記のような議事録しか作成されていない現状において、上記前提を覆して、委員の発言内容部分を開示すれば、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるものと認められる。

b 委員長の発言内容

・委員長の発言内容のうち、委員の一員としての立場で発言した部分は、開示すれば、今後の同種の審議、検討において率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがある。

・また、委員長の発言内容のうち、会議の議長の職責で議事進行上の必要から発言した部分は、条例第 15 条第 3 号ただし書ウが規定する公務員等がその地位に基づいて所掌する職務の遂行に係る情報（以下「公務遂行情報」という。）に該当するが、本件議事録は、発言内容をほぼ発言どおりに記録したものでかつ発言の趣旨等が整理されていない状態であり、委員長の発言内容を公務遂行情報とそれ以外の情報とに区分することができないことから、結果的に、非開示部分は委員長の発言内容の部分全体に及ぶものと認められる。

c 事務局職員の発言内容

・事務局職員の発言は、異議申立人の人事評価に関して詳細な説明を行っている部分と議事進行上の必要から発言している部分とに大別されるが、前者は、条例第 15 条第 7 号が規定する、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるもの」に該当する。

・後者は、公務遂行情報に該当するものの、事務局職員の発言内容を公務遂行情報とそれ以外の情報とに区分することができないことから、結果的に、非開示部分は事務局職員の発言内容の部分全体に及ぶものと認められる。

(イ) その余の部分について

「発言内容」以外の部分は、審査委員会における審査の具体的な内容に関する情報が記録されておらず、開示したとしても、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

イ 意見陳述人が入室した後の記録（議事録 2）

○審議会の判断

議事録 2 の「発言内容」の部分のうち、(1) 委員（委員長を含む。以下本項において同じ。）及び付添人の各発言内容の全部分、(2) 意見陳述人の発言内容で、①委員の役職名等と照合することで、どの委員が如何なる発言をした意見陳述人と如何なる質疑応答を行ったのかが推察しうる部分、②異議申立人以外の個人情報に記載されている部分は、非開示情報に該当すると認められるが、その余の部分は、非開示情報に該当しな

いことから、開示すべきである。

○判断の理由

(ア) 「発言内容」について

a 委員（委員長を含む。）の発言内容

- ・議事録2は、異議申立人が意見陳述人として会議に出席して陳述した際の発言の記録であり、異議申立人に係る保有個人情報である。
- ・しかし、議事録1の項でも述べたとおり、委員の氏名・役職名や会議における発言内容が事後的に公開されることはないという前提を覆して、議事録における各委員の発言内容部分を開示すれば、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるものと認められる。
- ・なお、委員長の発言のうち、会議の議長の職責で議事進行上の必要から発言した部分は、条例第15条第3号ただし書ウが規定する公務遂行情報に該当するが、議事録2も、発言内容をほぼ発言どおりに記録したものでかつ発言の趣旨等が整理されていない状態であり、委員長の発言内容を公務遂行情報とそれ以外の情報とに区分することができないことから、結果的に、非開示部分は、委員長の発言内容の部分全体に及ぶものと認められる。

b 意見陳述人の発言内容

- ・異議申立人が意見陳述人として会議に出席して陳述した発言の記録は、異議申立人に係る直接的な保有個人情報であり、条例の趣旨からも、原則として開示されるべきであるが、各委員（委員長を含む。以下本項において同じ。）の発言内容部分が開示された場合、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあると認められることから、開示すべき部分については、当該おそれの蓋然性により判断すべきである。
- ・審議会が意見陳述人の発言内容を見分したところ、その中に、委員の役職名と照合することで、どの委員が如何なる発言をし、また意見陳述人と如何なる質疑応答を行ったのが推察しうる発言部分が認められることから、当該各部分には、上記のおそれがあるものと認められる。
- ・なお、第三者の氏名や所属学校名等異議申立人以外の個人情報（非開示情報）が記載されている部分（条例第15条第3号ただし書アが規定する、いわゆる公知情報に該当するものを除く。）は、当該部分を除いて開示すれば、当該第三者等の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

c 付添人の発言内容

- ・条例第15条第3号が規定する開示請求者以外の個人情報に該当すると認められる。

d 事務局職員の発言内容

- ・公務員等の職務遂行情報に該当する議事進行上の必要によるものに限られており、条例第15条第3号ただし書ウの公務遂行情報に該当すると認められる。

(イ) その他の部分について

審査委員会における審査の具体的な内容に関する情報が記録されておらず、開示したとしても、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

② 委員名簿及び座席表

○審議会の判断

当該各文書に記録された情報を開示することにより、条例第 15 条第 6 号に規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとはいえ、結果として、今後の率直な意見交換が阻害されることに伴う審査委員会形骸化のおそれや、条例第 15 条第 7 号に規定する「人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとまでは認められないことから、開示すべきである。

○判断の理由

・一般的に、行政機関に設置された審議会等の構成員は、行政の透明性確保や住民等への説明責務の観点からその氏名や役職名が公表されているが、構成員の氏名や役職名を非公表としなければ当該構成員の率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保が困難で、当該審議会等の権限に属させられた事項に係る事務の性質上その事務を適正に遂行し得ない場合は、それらの情報を公表しない扱いにすることもありうると考えられる。

・審査委員会が、いわゆる政策決定型の審議会とは異なり、教員たる身分の変更に関する審査という準司法的な役割を担っているとしても、同様に準司法的な役割を担っている任用委員会、国民健康保険審査会等の委員の氏名や役職名が公表されていること等から斟酌すると、審査委員会の委員の氏名・役職名が明らかになることのみをもって、当該委員が今後審査対象者等から審議に支障を来たす程度の干渉や圧力を受ける蓋然性があるとは認められない。

③ 答申鑑

○審議会の判断及び理由

答申鑑では委員長の名が非開示とされているが、上記②で委員名簿及び座席表を開示すべきと判断したことから、非開示部分は開示すべきである。

別 記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成26年 1月 6日	実施機関から諮問書を受理
平成26年 1月 8日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成26年 1月27日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成26年 1月31日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成26年 3月13日 (第35回審議会)	諮問事案の概要説明 審議
平成26年 4月14日 (第36回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成26年 5月29日 (第37回審議会)	審議
平成26年 6月28日 (第38回審議会)	審議
平成26年 7月28日 (第39回審議会)	審議
平成26年 9月19日 (第40回審議会)	審議
平成26年10月31日 (第41回審査会)	審議及び答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 むつみ	元高岡市会計管理者	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会理事会計	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長

《参 考》

●富山県個人情報保護条例（平成15年3月19日富山県条例第1号）（抜粋）

（開示請求権）

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

（以下略）

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者（中略）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4)、(5) (略)

(6) 県、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～ウ (略)

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ (略)

(8) (略)